

# 技士会の監理技術者講習ご案内

## (受講申込書付き)

- ・当会の継続学習制度（CPDS：学習の記録を残し証明するシステム）に講習の履歴を簡単に登録できます。
- ・インターネット（[www.ejcm.or.jp](http://www.ejcm.or.jp)）申込なら申込書郵送の必要もなく顔写真もオンライン送信でき、受講料も9,500円とお得です。

**1. 受講対象者** 公共工事の監理技術者となる方（現場配置前に講習を受講しておくこと。）建設業全29業種の監理技術者が対象となります。

**2. 受講料** 紙申込の受講料9,800円  
インターネット申込の受講料9,500円  
(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)

### 3. 受講申し込み受付

- (1) 受講申し込みは、講習実施日にかかわらず、隨時受け付けていますが、申請書類の受付は、実施日10日前となっています。  
ただし、実施日の10日前を過ぎた場合は、必ず、申込書類の発送前に当連合会に電話で受付の有無の確認をしてください。
- (2) 申し込む前に必ず、講習地・実施日・講習会場を当連合会のホームページ（[www.ejcm.or.jp](http://www.ejcm.or.jp)）で確認してください。
- (3) 講習会場・日程を変更または追加させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 国土交通大臣登録講習実施機関

(大臣登録：平成16年7月30日付け・登録番号5)

## 一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町6-2 ホーマットホライゾンビル1階

TEL03-3262-7423・FAX03-3262-7426・<http://www.ejcm.or.jp>

## 4. 受講申込

### 4.1 受講申込に必要な書類

- (1) 受講申込書（ホームページからもプリントアウトできます。）

⇒ コピーして使用してください。

（コピーできない場合は、この案内にある申込書を切り取って使用してください。）

- ・ 外国籍の方は、本籍欄には国籍を記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、日中に連絡がとれる住所と連絡先を勤務先名欄・所在地欄に記入してください。

- (2) カラー顔写真を貼った写真票（写真サイズ：縦3.0cm×横2.4cm）

⇒ 受講申込書に貼ってください。

カラー顔写真は、**6ヶ月以内に撮影した証明用の写真で、無帽・正面向き・無背景・身体の上三分身（胸から上）**が写っているもの。（不鮮明なもの、色のついた眼鏡着用のもの、スナップ写真は不可）

- (3) 受講料（9,800円）の郵便振替払込請求書兼受領証

郵便局窓口備え付けの払込取扱票を使用して、当連合会あてに受講料9,800円を払い込み、郵便振替払込請求書兼受領書を申込書に貼ってください。

◆指定の郵便振替口座番号：00140-4-260223

◆加入者名：全国土木技士会（左記の略称を記入してください。）

### 4.2 受講申込書類の提出先

任意の封筒に申込書類を入れ、通常郵便でも結構ですが、ご心配の場合は簡易書留で当連合会あてに郵送してください。封筒表面の左側に「監理技術者講習申込書在中」と記入してください。（この案内にある当連合会への「あて名ラベル」を切り取って使用しても可・同一勤務先から複数名の申込書を送る場合は同一封筒にまとめて入れても可）また、封筒の裏面には差出人の住所・氏名も忘れずに記入してください。

### 4.3 受講票の送付

- ・受講票は、メールアドレス記載の場合はメールで、記載のない場合はハガキにて実施日の10日前までに連合会から送付されます。なお、受講票が未着の場合は、必ず電話で連絡してください。

## 5. 修了試験と監理技術者講習修了証の交付・修了証の有効期間

- (1) 全講義の終了後に修了試験を行います。この試験は、講義の理解度を把握するために行うもので、試験結果を講習の修了条件とするものではありません。
- (2) 修了試験の後に監理技術者講習修了証（シール）を交付します。
- (3) 講習修了証の有効期間は、5年間です。

## 6. 講習実施日・講習地変更・住所変更・講習の辞退等について

【必要書類は、当連合会ホームページより印刷できます。】

- (1) 講習実施日または講習地を変更される方は、「変更届」に必要事項をご記入のうえ原則として、実施日の10日前までにFAXで当連合会に送信してください。
- (2) 申込書類提出後に住所、氏名および本籍が変更になった方は、「変更届」に必要事項をご記入のうえ、FAXで当連合会に送信してください。
- (3) 講習の受講を辞退される方は、「辞退届」に必要事項をご記入のうえ、必ず受講予定の実施日の前日までに当連合会に届くようにFAXしてください。後日、受講料(返金手数料を差し引かせていただきます)と提出書類を返却いたします。
- (4) 事前連絡せずに講習を欠席した場合、または辞退届の到着が講習終了後になった場合は、原則として受講料と提出書類は返却いたしません。

## 7. 継続学習制度（CPDS）

当会で運営している継続学習制度（CPDS：学習の記録を残し、必要により学習履歴を証明するシステム）に監理技術者講習の学習履歴を簡単に登録できます。講習後に12ユニットが付加されます。試験の成績がその会場での平均点以上であれば3ユニットが追加されます。

※ただし、申請者の既取得ユニット数により12ユニットより少なくなる場合もあります。

詳細は当該年度版ガイドラインをご覧ください。

- (1) 登録にはCPDSへの加入が必要です。手続きには別途諸手数料が必要となります。  
(技士会会員：CPDS新規加入料 1,300円)  
技士会会員以外：CPDS新規加入料 3,000円 + 学習履歴登録料 500円)
- (2) 既にCPDSに加入している場合には監理技術者講習受講申込書にCPDS登録番号をご記入ください。(学習履歴登録料 会員：無料 会員以外：500円)
- (3) 新規加入される方は、加入料を受講料にプラスして払込んでください。監理技術者講習受講申込と同時に新規加入手続きができます。
- (4) 講師及び受講者で、同じ年度内に監理技術者講習を繰り返す場合は、最初の講習のみを認定します。

## 8. 監理技術者の資格要件の確認

- (1) この講習は、監理技術者を対象としています。

監理技術者資格を有していない方は、監理技術者講習を受講しても監理技術者にはなれませんのでご注意ください。

- (2) 講習会場では、「監理技術者資格者証」の交付申請の受付は行いません。  
最寄りの（一財）建設業技術者センター都道府県支部に申請してください。  
(技術者センター本部 TEL03-3514-4711)